

入札公告（説明書）

令和6年7月19日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 松坂 敏博

次のとおり条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和6年7月版）』（以下「共通入札公告」という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告4-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	横浜横須賀道路 釜利谷第二高架橋耐震補強設計
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 関東支社 支社長 松坂 敏博
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-co-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」
1-12	見積活用方式の有無	「無」
1-13	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

	入札公告日	令和6年7月19日
2-1	審査基準日	本書2-3に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和6年8月5日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和6年8月5日 16時00分まで ※共通入札公告4-3-1～4-3-4に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 技術資料（様式2） (3) 業務実施体制（様式3）
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和6年8月23日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
2-8	技術提案書の特定通知日	本件競争入札においては非該当

2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
2-12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年9月9日 16時00分 ※共通入札公告4-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 入札書</p>
2-14	開札日時	令和6年9月10日 13時30分
2-15	開札場所	本書1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和6年8月26日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）

2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等 の貸与)	<p>本書1-11に示す設計業務成果品等を、競争参加希望者に対し貸与する。貸与する場合は、共通入札公告4-6-9に示す設計業務成果品等の貸与に関する事項を十分に確認すること。</p> <p>【貸与期間】 入札公告の日から本書2-3「競争参加資格確認申請書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで</p> <p>【貸与場所】 〒330-0854埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 NEXCO東日本 関東支社 技術部受付</p> <p>【貸与方法】 本書1-4に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、別添1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。</p> <p>【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告4-6-9. (5)及び(6)を参照のこと。</p>
------	------------------------------	--

競争参加資格要件等一覧表

調査等名		横浜横須賀道路 金利谷第二高架橋耐震補強設計																																											
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式																																											
	落札者の決定方法	総合評価落札方式																																											
	見積活用方式の対象	無																																											
	評価値の算出方法	加算方式																																											
	入札ボンド	対象外																																											
	履行ボンド	対象																																											
	審査時期	事前審査																																											
		下記に示す業種区分の「令和 5・6 年度競争参加資格」を有する者であること。																																											
業種区分		橋梁設計																																											
企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成21年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																											
	同種業務	業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr> </tbody> </table>				業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																					
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																										
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																											
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																											
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																											
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																											
審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																													
審査基準日において、平成21年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。																																													
同種業務	業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr> </tbody> </table>				業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																						
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																										
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																											
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																											
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																											
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																											
競争参加要件		審査基準日において、次に示す1~10のいずれかの技術者資格を有する者であること。																																											
予定管理技術者に求める事項	技術者資格	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設－鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr><td>2</td><td>技術士</td><td>建設部門</td><td>鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr><td>3</td><td>上記2と同等の能力と経験を有する者※1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>国土交通省登録技術者資格</td><td>橋梁</td><td>計画・調査・設計</td></tr> <tr><td>5</td><td>RCCM</td><td>鋼構造及びコンクリート</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> <tr><td>7</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースA</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> <tr><td>8</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースA</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> <tr><td>9</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースB</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> <tr><td>10</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースB</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> </table>				1	技術士	総合技術監理部門	建設－鋼構造及びコンクリート	2	技術士	建設部門	鋼構造及びコンクリート	3	上記2と同等の能力と経験を有する者※1			4	国土交通省登録技術者資格	橋梁	計画・調査・設計	5	RCCM	鋼構造及びコンクリート		6	土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート	7	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	鋼・コンクリート	8	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	鋼・コンクリート	9	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	鋼・コンクリート	10	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	鋼・コンクリート
1	技術士	総合技術監理部門	建設－鋼構造及びコンクリート																																										
2	技術士	建設部門	鋼構造及びコンクリート																																										
3	上記2と同等の能力と経験を有する者※1																																												
4	国土交通省登録技術者資格	橋梁	計画・調査・設計																																										
5	RCCM	鋼構造及びコンクリート																																											
6	土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート																																										
7	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	鋼・コンクリート																																										
8	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	鋼・コンクリート																																										
9	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	鋼・コンクリート																																										
10	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	鋼・コンクリート																																										
※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。																																													
※ 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。																																													
手持ち業務量																																													
手持ち業務量が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。 ①1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が5 億円以上 ②1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10 件以上																																													
なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。																																													
また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2.5 億円以上、②の件数は5 件以上とする。																																													
※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務																																													
業務実施体制																																													
業務実施体制が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。 ①再委任の内容が主たる部分〔(施設工事)調査等共通仕様書1-19-1〕若しくは秘密の保持〔調査等共通仕様書1-49-12 または施設工事調査等共通仕様書1-47-12〕に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。																																													
競争参加資格未資格者	施工管理(調査等)業務の受注者	業務名) 京浜管内施工管理業務		受注者名) 株式会社横浜コンサルティングセンター																																									
	その他	業務名) -																																											

技術者資格に関する契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

	配置基準	契約締結日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。				
契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件:調達手続き中の配置は不要)	技術者の配置	必要				
	予定照査 技術者に 求める事 項	技術者資格	審査基準日において、次に示す1~10のいずれかの技術者資格を有する者であること。			
			1	技術士	総合技術監理部門	建設－鋼構造及びコンクリート
			2	技術士	建設部門	鋼構造及びコンクリート
			3	上記2と同等の能力と経験を有する者※1		
			4	国土交通省登録技術者資格	橋梁	計画・調査・設計
			5	RCCM	鋼構造及びコンクリート	
			6	土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート
			7	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	鋼・コンクリート
			8	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	鋼・コンクリート
			9	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	鋼・コンクリート
		10	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	鋼・コンクリート	
※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。						
※ 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。						

技術評価項目及び評価基準

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

総合評価落札方式			技術評価点(満点)	100点							
評価項目			評価基準								
競争参加者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 二 國土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td><td>15点</td><td rowspan="4">15点</td></tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)</td><td>7.5点</td></tr> <tr> <td>以下の場合は加点しない ③上記に該当しない</td><td>0点</td></tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 二 國土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	15点	15点	②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)
評価基準	評価	配点									
平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 二 國土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	15点	15点									
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)	7.5点										
以下の場合は加点しない ③上記に該当しない	0点										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年4月1日以降に履行完了したNEXCO東日本発注の施工管理業務実績に対し評価する</td><td>①実績件数が3件 ②実績件数が2件 ③実績件数が1件 ④上記に該当しない</td><td>10点 6点 3点 0点</td></tr> </tbody> </table>			評価基準	評価	配点	令和3年4月1日以降に履行完了したNEXCO東日本発注の施工管理業務実績に対し評価する	①実績件数が3件 ②実績件数が2件 ③実績件数が1件 ④上記に該当しない	10点 6点 3点 0点			
評価基準	評価	配点									
令和3年4月1日以降に履行完了したNEXCO東日本発注の施工管理業務実績に対し評価する	①実績件数が3件 ②実績件数が2件 ③実績件数が1件 ④上記に該当しない	10点 6点 3点 0点									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する (同種業務実績の業務評定点-70) 評価点=配点×α × $\frac{20}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上のは場合は、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下のは場合は、業務評定点を70点とする α:発注組織係数 係数 αの設定は下記のとおり ①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいづれかが発注した同種業務実績 $\alpha = 1.0$ ②国土交通省が発注した同種業務実績 $\alpha = 0.5$ 上記に該当しない</td><td>20～0点</td><td>20点</td></tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する (同種業務実績の業務評定点-70) 評価点=配点× α × $\frac{20}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上のは場合は、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下のは場合は、業務評定点を70点とする α :発注組織係数 係数 α の設定は下記のとおり ①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいづれかが発注した同種業務実績 $\alpha = 1.0$ ②国土交通省が発注した同種業務実績 $\alpha = 0.5$ 上記に該当しない	20～0点	20点				
評価基準	評価	配点									
平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する (同種業務実績の業務評定点-70) 評価点=配点× α × $\frac{20}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上のは場合は、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下のは場合は、業務評定点を70点とする α :発注組織係数 係数 α の設定は下記のとおり ①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいづれかが発注した同種業務実績 $\alpha = 1.0$ ②国土交通省が発注した同種業務実績 $\alpha = 0.5$ 上記に該当しない	20～0点	20点									
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同種業務の成績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年4月1日以降にNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同じである場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいづれかは「環境開闢調査」と、「標識設計」「造園設計」のいづれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいづれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいづれかは「補償関連調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</td><td>5点 2.5点 0点</td><td>5点 2.5点 0点</td></tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	平成21年4月1日以降にNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同じである場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいづれかは「環境開闢調査」と、「標識設計」「造園設計」のいづれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいづれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいづれかは「補償関連調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。	5点 2.5点 0点	5点 2.5点 0点	
評価基準	評価	配点									
平成21年4月1日以降にNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同じである場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいづれかは「環境開闢調査」と、「標識設計」「造園設計」のいづれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいづれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいづれかは「補償関連調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。	5点 2.5点 0点	5点 2.5点 0点									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査基準日から過去1年内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。</td><td>①文書警告 ②口頭注意</td><td>-2点 -1点</td></tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	審査基準日から過去1年内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。	①文書警告 ②口頭注意	-2点 -1点				
評価基準	評価	配点									
審査基準日から過去1年内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。	①文書警告 ②口頭注意	-2点 -1点									
競争参加者の経験及び能力		事故及び不誠実な行為	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◇留意事項 記載は不要である。</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	◇留意事項 記載は不要である。			
評価基準	評価	配点									
◇留意事項 記載は不要である。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者による事項_技術者資格」の1～3に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者による事項_技術者資格」の4～10に該当する ③上記に該当しない</td><td>20点 10点 不適</td><td>20点</td></tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者による事項_技術者資格」の1～3に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者による事項_技術者資格」の4～10に該当する ③上記に該当しない	20点 10点 不適	20点				
評価基準	評価	配点									
①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者による事項_技術者資格」の1～3に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者による事項_技術者資格」の4～10に該当する ③上記に該当しない	20点 10点 不適	20点									
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	企業の技術者資格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること ②上記に該当しない</td><td>5点 0点</td><td>5点</td></tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	①配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること ②上記に該当しない	5点 0点	5点	
評価基準	評価	配点									
①配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること ②上記に該当しない	5点 0点	5点									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること ②上記に該当しない</td><td>5点 0点</td><td>5点</td></tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	①配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること ②上記に該当しない	5点 0点	5点				
評価基準	評価	配点									
①配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること ②上記に該当しない	5点 0点	5点									

配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th><th>評価</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 二 國土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td><td>20点</td><td rowspan="2">20点</td></tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市区町村(道路事業)</td><td>10点</td></tr> <tr> <td>以下の場合は加点しない ③上記に該当しない</td><td>0点</td><td></td></tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 二 國土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	20点	20点	②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市区町村(道路事業)	10点	以下の場合は加点しない ③上記に該当しない	0点						
評価基準	評価	配点																	
平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 二 國土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	20点	20点																	
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市区町村(道路事業)	10点																		
以下の場合は加点しない ③上記に該当しない	0点																		
配置予定管理技術者の経験及び能力	成績等	配置予定管理技術者の同種業務の成績	次の基準で評価する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th><th>評価</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点 = 配点 × $\alpha \times \frac{\text{同種業務実績の業務評定点(技術者評定点) - 70}}{20}$</td><td rowspan="2">5～0点</td><td rowspan="2">5点</td></tr> <tr> <td>評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点(技術者評定点)が90点以上の場合、業務評定点(技術者評定点)を90点とする 業務評定点(技術者評定点)が70点以下の場合、業務評定点(技術者評定点)を70点とする α : 発注組織係数 係数 α の設定は下記のとおり</td></tr> <tr> <td>①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいづれかが発注した同種業務実績</td><td>$\alpha = 1.0$</td><td></td></tr> <tr> <td>②国土交通省が発注した同種業務実績</td><td>$\alpha = 0.5$</td><td></td></tr> <tr> <td>上記に該当しない</td><td>0点</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項 同種業務実績の従事役職及び従事役職での技術者評定が確認できない場合は、評価しない。</p>	評価基準	評価	配点	平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点 = 配点 × $\alpha \times \frac{\text{同種業務実績の業務評定点(技術者評定点) - 70}}{20}$	5～0点	5点	評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点(技術者評定点)が90点以上の場合、業務評定点(技術者評定点)を90点とする 業務評定点(技術者評定点)が70点以下の場合、業務評定点(技術者評定点)を70点とする α : 発注組織係数 係数 α の設定は下記のとおり	①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいづれかが発注した同種業務実績	$\alpha = 1.0$		②国土交通省が発注した同種業務実績	$\alpha = 0.5$		上記に該当しない	0点	
評価基準	評価	配点																	
平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点 = 配点 × $\alpha \times \frac{\text{同種業務実績の業務評定点(技術者評定点) - 70}}{20}$	5～0点	5点																	
評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点(技術者評定点)が90点以上の場合、業務評定点(技術者評定点)を90点とする 業務評定点(技術者評定点)が70点以下の場合、業務評定点(技術者評定点)を70点とする α : 発注組織係数 係数 α の設定は下記のとおり																			
①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいづれかが発注した同種業務実績	$\alpha = 1.0$																		
②国土交通省が発注した同種業務実績	$\alpha = 0.5$																		
上記に該当しない	0点																		